

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊佐市長

市町村名 (市町村コード)	伊佐市 (462241)
地域名 (地域内農業集落名)	針持地区 (田原、土瀬戸、馬場、小谷、堂山、高塚、釘野々、高野、田代、西方、山屋、笠松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中山間農地が多く存在しており、鳥獣被害や担い手不足によって年々耕作放棄地が増加している。農業者の平均年齢は68歳である。水稻と肉用牛を主とした営農が多いが、米価格の低迷によって農家の経営は厳しく、後継者や新規就農者を見込むことができない状況にある。

## 【地域の基礎的データ】

農業者:120人(うち50歳以下8人)、団体経営体(法人)2経営体

## (2) 地域における農業の将来の在り方

兼業農家などの多様な経営体を支援し、地域の担い手となるよう育成していく。  
水稻以外の新たな高収益作物の栽培を検討し、所得の向上を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	262 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	207 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の意向を把握し、適切に集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体に加え多様な経営体が農地中間管理機構の事業を活用し、営農の効率化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金事業の活用により、老朽化した水路や農道の補修、更新を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家など多様な経営体を支援し、地域を担う中心経営体へと育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業公社等の受委託事業を活用し、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--